

認定地域クラブ活動であることの証明書

| | | |
|-------------------------------|--|---------|
| 宿 泊 日 | 2026年 6月 1日 から 2026年 6月 3日まで | (2) 泊 |
| 地域クラブ活動 の名称 | ●●サッカークラブ | |
| 地域クラブ活動 の種類 (※1) | <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた地域クラブ活動 <input type="checkbox"/> 地方公共団体が自ら運営団体・実施主体となり、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動 <input type="checkbox"/> 認定を受けるための所定の要件を満たすのに一定の期間を要するものの、市区町村等が適切な指導助言等を行うことにより、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動 | |
| 宿 泊 施 設 名 称 | 阿智●●ホテル | |
| 課 税 免 除 対 象 の 宿 泊 人 数 (※2) | 15名 | |
| 備 考 | 1日目は15名宿泊、2日目は14名宿泊 | |

※1 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に定める認定要件及び認定手続きに基づき、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化活芸術活動として、地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた (又は認定を受けたものとみなされた) 地域クラブ活動が対象です。

※2 課税免除対象の宿泊人数には、認定地域クラブ活動に参加している生徒及び引率者が含まれています。

- ・中学校 (義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む) の生徒が対象です。
- ・引率者とは、生徒の引率を行う指導者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする看護師や保護者等をいい、応援の保護者や審判等は該当しません。

上記の宿泊については、阿智村宿泊税条例第4条第3号に規定する宿泊に該当するものであることを証明します。

2026年 5月 25日

所在地 ●●市●●123

認定地域クラブ活動を運営する団体 ●●スポーツ少年団

代表者名 スポーツ 太郎



地方公共団体の長又は教育委員会の長から認定を受けた又は認定を受けたものとみなされた「地域クラブ活動」であることを証明します。(※3)

2026年 5月 25日

地方公共団体の長又は教育委員会 ●●市長 ■■ ■■



※3 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けていることを証する書類 (写し) の添付により、証明を省略することができます。

注 認定地域クラブ活動を運営する団体においては、当該証明書の発行に係る証拠書類を5年間保存してください